

京都市交通局事業所規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月29日

京都市公営企業管理者  
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第18号

京都市交通局事業所規程の一部を改正する規程

京都市交通局事業所規程の一部を次のように改正する。

第20条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 営業所及び出張所に管理係長及び整備係長を置くことがある。

第25条第8号中「検車及び小修理」を「点検整備及び修理」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 乗合自動車の管理に関すること。

第33条第1項中「所長、区長及び接客向上係長」を「所長及び区長」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)